

地元・U・Iターン就職促進ポータルサイト制作等業務に関する説明書

平成 28 年 6 月

1 委託業務の名称

地元・U・Iターン促進ポータルサイト制作等業務

2 目的

少子化の進行や首都圏の求人の増加により、市内企業の人材の確保が困難になってきている。本事業は、市内企業への地元就職、U・Iターン就職を促進するため、市内企業の魅力や就職支援事業の発信力を高めることを目的とし、実施するもの。

3 業務の概要

(1) 地元・U・Iターン就職促進ポータルサイト制作業務

「長岡で働きたい」と思ってもらえるように、長岡の企業の魅力や働きがい、長岡の暮らしやすさを効果的に伝えるサイトを制作する。

- (ア) 規 格 閲覧者にとって見やすく、使いやすく、分かりやすい内容、構成
特に「大学生（1～3年生向け）」「大学生（就活生向け）」「社会人」「保護者」「企業」の対象をはじめに選択する構成
スマートフォンからの閲覧にも対応
- (イ) コンテンツ 就職支援情報・企業情報・企業で働く先輩インタビュー・長岡の暮らしを基本とし、必要に応じ追加する
- (ウ) 機 能 ユーザー登録機能（今後メールによる情報発信を実施するため）
閲覧者の分析機能
- (エ) 更 新 市担当、市が別途業務委託する「ながおか就職・Uターンサポートデスク」からの依頼により、受託者が作業を実施
就職支援情報（特にイベント情報や募集情報）、ブログ、ツイッター、フェイスブックは「ながおか就職・Uターンサポートデスク」が作業を実施
更新作業は随時対応
- (オ) 運 用 サーバーは受託者で用意し、保守管理を実施
詳細は別紙「システム運用要件」参照
- (カ) 納 期 平成 28 年 10 月上旬

(2) 広報宣伝業務

当サイトが地元やU・Iターン就職に関心のある学生やU・Iターン就職に関心のある社会人に確実に就職支援情報や企業情報が伝達できる媒体となるよう広報を行う。

ア 広告業務

WEB広告や雑誌広告など、より効果的な媒体を用い、ポータルサイトへの誘導と長岡への地元・U・Iターン就職を促すような内容の広報を積極的に実施する。

- (ア) 媒体 WEB広告ほか
(イ) 規格 月平均のアクセス数 2万件以上
(ウ) 時期 平成28年10月以降

イ ノベルティの制作

就職ガイダンスなど就職支援イベントをはじめ、あらゆる場面で配布でき、手に取った人達に「長岡で働く」をイメージ付け、サイトへ誘導できるようなノベルティを制作する。

- (ア) 規格 食品を除く、身近で使うことができる実用品、使用（消費）期限が無いもの

持ち運びに負担が少ないもの

(例) クリアファイル、プラ袋、文具類、ティッシュ類等

- (イ) 個数 10,000個
(ウ) 納期 平成28年10月上旬

※著作権の帰属

本委託事業の受託者は、本委託事業により作成されたホームページ等の成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を長岡市に無償譲渡するものとする。

4 対象事業者等

- (1) 長岡市内に本社または支店機能が所在する事業者であること。
- (2) 過去2年間の間に、自社でホームページの制作実績があり、受託業務を効果的に企画、実施できる社内体制が整備されていること。
- (3) 障害者の雇用状況について、公共職業安定所へ報告義務のある企業は、直近の障害者の雇用率が、法定雇用率を超えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) その役員に次のア又はイいずれかに該当するものがないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) この公告日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 委託契約期間

平成 28 年度 平成 28 年 7 月下旬（予定）から平成 29 年 3 月 31 日まで

6 委託費

4, 500, 000 円（税込）以内とする。

（示した委託料の額は予算額であり、予定価格ではありません。）

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考。

8 提案書の作成

（1）提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「地元・U・I ターン就職促進ポータルサイト制作等業務」における取組方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ当市と協議しながら行う。

（2）提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要（様式任意）

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・業務内容

イ 過去 2 年間における主なホームページ制作実績（様式任意）

ウ 今年度の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所へ報告義務のある企業のみ）

エ 本業務の担当予定者の氏名（様式任意）

担当予定者が複数である場合は、主担当者を明示すること。

オ 本業務への取組体制（様式任意）

本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制。

カ 提案内容（様式任意）

提案は説明書の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・地元・U・I ターン就職の促進について、貴社の現時点における認識や考え方を記載すること。
- ・メインターゲットとなる若年層（学生、20 代、30 代、結婚・子育て世代）のニーズを意識した企画提案であること。
- ・提案書は、完成品をイメージできる内容とするが、使用する写真等は既存のパンフレッ

トやホームページ等から流用したものを使用して差し支えない。

- ・ポータルサイト制作以外の業務を外部へ再委託する場合は、再委託する業務と再委託先（会社名、所在地、代表者名）を記載し、再委託の理由も明記すること。

キ 貴社のアピールポイント

ク 費用見積り

事業費見積額の算出根拠として、各業務別に具体的な内容と経費（千円単位）で記載すること。また、ポータルサイトの制作については、次年度以降のランニングコストも記載すること。主にランニングコストはHP運用と広告を想定している。

※業務別経費割合の目安

(1) HP制作：(2) HP運用：(3) 広告：(4) ノベルティ制作＝4：2：3：1

ケ 業務スケジュール

契約後の業務実施スケジュール

(3) 提案書の書式

- ・A4判横書きとし、8(2)ウを除き片面10枚以内に簡潔にまとめること。
用紙の使用は、縦・横を問わない。
- ・表紙の記述項目は、件名、日付、会社名、担当者名、住所、電話番号、ファクス番号、eメールアドレスとすること。

9 書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書

ア 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）、ファクス及び電子メールとする。

ただし、ファクス及び電子メールの場合は、着信を確認すること。

イ 提出先 長岡市商工部商業振興課

住 所 〒940-0062

長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階

電 話 0258-39-2228

FAX 0258-36-7385

e-mail syougyo@city.nagaoka.lg.jp

ウ 提出期限 平成28年6月24日（金曜日）午後5時

(2) 提案書

ア 提出方法 5部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。）

イ 体 裁 片面印刷とし、左上1カ所をホチキス止めすること。

ウ 提出先 長岡市商工部商業振興課（参加表明書提出先に同じ）

エ 提出期限 平成28年7月7日（木曜日）午後5時

オ ヒアリング 期日：平成28年7月11日（月曜日）

会場：まちなかキャンパス 5階 交流ルーム

ヒアリングの参加者は2名までとし、プレゼンターには、選考された場合に当市を担当する者を指定する。

※上記担当者は、原則、契約を継続している間、当市を担当すること。

※ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。ヒアリングの順は、参加事業者名称の五十音順とする。

※提案において、パソコン、プロジェクターを使用した説明も認めるが、ポータルサイトのデモページの実演のみとすること。パソコン、プロジェクターを使用する場合は、参加表明書にその旨を記載すること。また、参加表明後にやむを得ずパソコン等の使用を希望、又は廃止したい場合は、遅くとも提案書提出までに申し出ること。プロジェクター、スクリーンは当課で用意するが、パソコンは各自持参すること。

10 本説明書の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により行うものとし、ファクスまたは電子メール(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。電話による質問は一切受け付けない。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

ア 質問の受付及び回答課 長岡市商工部商業振興課

イ 質問の受付期間 参加表明書を提出した日から

平成28年6月29日(火曜日)午後3時まで

(2) 回答書の内容は、寄せられた全ての質問とそれに対する回答とし、平成28年6月30日(木曜日)までに参加表明書を提出した者全員に回答する。

11 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつヒアリングの参加者で、次の各要件に該当する者の中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定する。

(1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。

(2) 見積金額が、予算額以内であること。

(3) プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

12 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知する。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しない。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

担 当：長岡市 商工部 商業振興課 雇用促進係

住 所：〒940-0062

新潟県長岡市大手通2-6

フェニックス大手イースト長岡市役所大手通庁舎6階

電 話：0258-39-2228

F A X：0258-36-7385

e-mail：syougyo@city.nagaoka.lg.jp

システム運用要件

1 システム運用要件

(1) サーバ設定

- ①利用者がストレスなくスムーズに利用可能な回線等を準備すること。
(想定アクセス数：20千件/月)
- ②市のホームページからスムーズにリンクするアドレス等を設定すること。
- ③現在使用しているドメインを引き継ぐこと。

(2) 運用環境およびデータセンター仕様

- ①24時間連続運用を行うこと。
- ②全ての機器等の管理は受託者の責において行い、責任の所在が不明確とならないよう、運用管理体制を構築すること。
- ③機器は全て二重化し、システムのメンテナンスや設定変更、データの差し替え等で機器の停止や再起動時であっても、常時いずれかの機器からサービスを提供することにより、全体のサービス自体が停止しない体制とすること。
- ④提供する情報の正確性を期すために、第三者による不法アクセスや情報改ざん等を防止するため、必要となるセキュリティ対策に充分対応すること。また長岡市が実施するインターネットサーバのセキュリティ診断により、「要治療」の診断を受けた時は、速やかに対策を講ずること。
- ⑤使用するデータセンターは日本国内に有し、ISMS (ISO/IEC 27001) 認証の取得設備であることを必須とし、地震、水害、落雷及び不正アクセス等に対し、十分な対策が講じられていること。

(3) アクセスログ報告

- ①本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月1回報告するものとする。
- ②本業務終了時においては、1年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。
- ③アクセスログに関する項目は、長岡市と協議の上、決定するものとする。

2 データ運用要件

(1) データバックアップ

- ①本システムに搭載されるデータについては、定期的にバックアップを行うこととし、バックアップメディアを管理すること。
- ②データのバックアップは、月次にて行うものとし、それぞれ、2世代まで保管しておくこと。
- ③運用期間中、毎年1回、搭載されている全てのデータを記録媒体に保存し、長岡市に納品するものとする。